

住民支え合い活動助成事業を  
ご活用ください

## 被災者の生活支援などに助成

岩手県共同募金会では、被災者の生活支援や地域復興に向けた様々な取り組みを支援する助成事業「住民支え合い活動助成」（上限額一回10万円）を実施していますので、ご活用ください。

**【趣旨】** 東日本大震災による被災者支援のために、人々とのつながりやネットワークの強化、被災地域のコミュニティ再興などに取り組む住民団体やボランティア活動グループ、NPO法人等への活動

支援をねらいに助成事業を実施。

**【助成対象】** 県内の地元住民のグループ等による助け合い活動を行う住民団体やボランティアグループ等であつて、住民5名以上で構成されている非営利団体で、これから行う活動に要する費用であること。

**【これまでの活用例】** 地域住民等の交流の場として開催したサロン活動実施に係るサロン備品代・お弁当代・レクリエーション用品購入代・茶菓代 ■ 市民向けの無料

の絵画展開催に係るボスター・パンフレット印刷代 ■ 地域住民等の交流を目的としたバス旅行にかかるバス代・お弁当代・入浴料・ぶどう狩り入園料 ■ 子どもの学習支援にかかる参考書代 ■ 仮設住宅住民間の交流を図るための花の苗購入代など

**【お問い合わせ】**

県内市町村共同募金委員会（33か所）または岩手県共同募金会（電話019-637-8889）ホームページ  
<http://www.akaihane-iwate.or.jp/>

## 今年度は35台をアジア諸国に寄贈

ボランティア・市民活動センターは1月28日、ふれあいランド岩手を会場に「平成24年度いわて車いすフレンズ活動報告会」を開催しました。

いわて車いすフレンズは県内の工業高校生と大学生が、使われなくなつた車いすを修理・整備してアジアを中心とした海外の国々へ寄贈する活動です。工業高校生による車いす修理活動の全国組織「空飛ぶ車いす」の加盟団体として取り組んでいます。

当日は活動に参加している県内の学校の生徒や教諭、協力

機関・団体関係者など33名が参加しました。

初めて各学校からの活動状況の報告があり、活動した高校生からは「使う人に不快感を与えないようにする調整は難しく、車いす修理の奥深さを感じた」「学んだ技術を活かして、利用する人たちに喜んでもらえた」「昨年は震災の影響により活動を休止していたため、当初は手探り状態で作業をしていました。徐々に効率よく作業ができるようになつた。来年度はより多くの車いすをしたい」などの発表がありました。

車いす修理の技術の向上だけでなく、使う人に喜んでもらえたという充実感を味わった生徒も多かったようです。

<http://www.iwate-shakkyo.or.jp/friends/>

## サークル活動・部活動・スポーツ少年団活動などにご活用ください

## ふれあいランド岩手



平成25年4月1日より  
ふれあいランド岩手のスポーツ施設が  
1時間単位で利用できます

これまでにも多くの団体に利用いただいている神奈川工科大学のサークルKWR修理屋と新潟医療福祉大学のサークルFWの学生から、タイ・韓国へ車いすを寄贈し、現地での修理活動で感じたことが報告されました。

続いて「空飛ぶ車いす」に加盟している神奈川工科大学のサークルKWR修理屋と新潟医療福祉大学のサークルFWの学生から、タイ・韓国へ車いすを寄贈し、現地での修理活動で感じたことが報告されました。

「修理した車いすを海外で開けてみると、約半数にタイヤに關係した不具合があつた。梱包材を袋状にしてから車いすを包むことで、少しでも防ぐことができる」とのアドバイスがありました。

**【団体での利用の流れ】**

■ 団体登録（利用登録申請の書類を提出ください。提出後、書類の内容を審議します。）→○団体カード発行（発行には1週間程度がかかります。）→○施設予約→○J利用

**【施設予約の方法】**

■ 各施設とも、利用希望月の1か月前の1日から5日前（休館日を除く）に予約を受け付けします。

■ 予約受付終了後の開館している2日前で他団体との調整を行つた後、予約結果をご連絡します。

なお、それ以降の予約については、随時予約状況により受け付けします。  
※団体区分（障がい者団体・高齢者団体・一般団体・学生団体）による予約開始時期が異なります。



## 平成24年度いわて車いすフレンズ活動報告会を開催

# 生活福祉資金 生活復興支援資金

## 生活福祉資金 生活復興支援資金とは

東日本大震災の被災で、失業や休業等が生じ、日常生活全般に困難を抱え、生活の復興に向けて一時的に必要な資金の貸付を行うことで自立が見込まれる世帯が対象です。

生活復興支援資金には「一時生活支援費」、「生活再建費」、「住宅補修費」の3つがあります。

## 利用が可能な世帯

次のいずれにも該当する世帯

- 東日本大震災で被災した世帯。
- 一定の所得額以下で、公的給付または必要な資金の融資を他から受けることが困難な低所得世帯。(低所得世帯・・世帯の収入があおむね市町村民税非課税程度または生活保護法に基づく生活保護基準の1.7倍以下の世帯)
- ※ 東日本大震災の影響で収入の減少や失業等が認められ、生活に困窮していること。前年に所得があったために課税世帯であっても、被災したことでは非課税世帯程度の収入しかないと認められる場合も含まれます。
- ※ 住宅補修費は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金貸

付を申請し、不決定になっていることが申請の条件です。

## 利用に際して

- 「連帯保証人」が必要です。連帯保証人を立てられない場合でも利用できますが、貸付利子が加算されます。
- 本会が実施している生活福祉資金の連帯保証人になっている方、他の負債との関係で、本資金を貸付けることにより、その後の生活を著しく圧迫するおそれがあると判断される方は利用できません。

## 貸付の種類と内容など

### [一時生活支援費]

- 貸付対象経費：生活の復興の際に必要となる当面の生活費（食費、住居費、公共料金、通院費、衣服費、移動経費、生活雑貨、学費・諸会費など）
- 貸付限度額：月20万円以内（2人以上）月15万以内（単身）貸付期間は最長6か月（り災または被災証明書がない場合は最長3か月。後日交付される場合に限る）

### [生活再建費]

- 貸付対象経費：住居の移転費、家具・什器等の購入に必要な費用（転宅費用、家具什器費用、自動車の購入費用など）

■ 貸付限度額：80万円以内

### [住宅補修費]

- 貸付対象経費：住宅補修等に必要な費用（住宅の補修費用、上下水道の整備、自営業者が運営する工場・倉庫等の補修経費、主たる生計手段である田



畠の復旧経費など）

- 貸付限度額：250万円以内  
以下はすべての貸付種類に共通です
- 据置期間：最終貸付日から2年以内（生活再建費及び住宅補修費を一時生活支援費と併せて貸し付ける場合は、一時生活支援費の貸付終了の日から2年以内）
- 償還期間：20年以内（貸付金額に応じて償還期間の目安を設定）
- 貸付利子：連帯保証人を立てる場合は無利子。立てる場合は据置期間経過後年1.5%

## 借入ケース例

- 勤務先が被災し、給与収入がないため、当座の生活費に困っている。
- 生活に必要な家電や家具什器の購入費用が不足している。
- 自宅に居住できないため、アパート等に入居したいが費用が不足している。
- 自家用車を購入するための費用が不足している。
- 住宅を補修するための費用が不足している。

「生活福祉資金・生活復興支援資金」に関するご相談・お問い合わせは、お近くの市町村社会福祉協議会または岩手県社会福祉協議会地域福祉企画部生活支援グループへ

☎ 019-637-4440・4533-  
4495・4496

## 文化施設のご案内



会議室



ふれあいホール

大人数の研修会やステージ発表には「ふれあいホール」を、少人数から80名程度の研修には「研修室」をご利用ください。ご利用の際には、パソコン、プロジェクターの貸出もございます。ご要望の際は総合受付までお申込みください。



研修室



体育館



プール

## 貸切利用料金

【例】体育館を2時間全面利用した場合の貸切料金

**■ 利用時間帯（9～12時）**  
(一般) 2,400円  
(学生) 1,200円

**■ 利用時間帯（13～17時）**  
(一般) 2,400円  
(学生) 1,200円

**■ 利用時間帯（17～21時）**  
(一般) 3,020円  
(学生) 1,520円

※ 体育館のほか、プール・陸上競技場・アーチェリー場も1時間単位の利用が可能です。

※ 毎週水曜日（祝祭日を除く）と年末年始は休館日です。  
※ ご予約は準備・片づけを含む時間でお願いします。

【問い合わせ】ふれあいランド岩手スポーツ受付 ☎ 019-637-4469

